

新潟県条例第28号

新潟県議会議員の議員報酬、期末手当及び政務活動費の特例に関する条例

(議員報酬の月額の特例)

第1条 議長、副議長及び議員（以下「県議会議員」という。）に係る令和元年11月1日から令和5年4月29日までの間（以下「特例期間」という。）の議員報酬の月額は、新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

(期末手当の額の特例)

第2条 県議会議員に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年新潟県条例第36号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(政務活動費の月額の特例)

第3条 会派に係る特例期間の政務活動費の月額は、新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「政務活動費交付条例」という。）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 県議会議員に係る特例期間の政務活動費の月額は、政務活動費交付条例第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。